

鳥取県告示第176号

三朝温泉保護対策要綱（平成3年鳥取県告示第760号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 683 778 725"><tr><td data-bbox="220 683 778 725">略</td></tr></table> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に備え置いて縦覧に供する。</p>	略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="826 683 1385 725"><tr><td data-bbox="826 683 1385 725">略</td></tr></table> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課に備え置いて縦覧に供する。</p>	略
略			
略			